

随意契約理由

令和7年(2025年)4月10日

契約担当課名	教育委員会事務局 学校給食課
発注担当課名	教育委員会事務局 学校給食課
契約名称	豊中市立原田南学校給食センター 牛乳パック残乳処理業務委託
契約内容	豊中市立原田南学校給食センターにおける牛乳パック残乳処理に係る業務等
契約締結日 及び契約期間	令和7年(2025年)4月8日 令和7年(2025年)4月10日～令和8年(2026年)3月31日
契約の相手方 (所在地・名称)	大阪府豊中市勝部1丁目8番2号 株式会社豊中学校給食サービス
契約金額	2,132,900 円
随意契約理由	(地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号に該当) 本業務は原田南学校給食センターに返却される牛乳パックの残乳処理を行う業務です。 当センターは、令和元年8月より調理・配送業務を特定目的会社である(株)豊中学校給食サービスに事業委託しております。このことにより、契約上、調理場の運営をはじめとした当センターの運営業務及びこれに付随又は関連する一切の業務を当該事業者が行うことになっております。 従いまして、本業務の他社への業務委託では学校給食衛生管理基準に基づく一元的な衛生管理が困難であり、当該事業者に事業委託することで、当該業務を同一業者が一元的に運営・管理でき、責任の所在の明確化に加え、学校給食衛生管理基準を満たした安心安全な学校給食の提供が可能となることから、当該事業者と随意契約を締結するものです。